

割引停止措置等の変更

平成28年10月1日から、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、「高速道路6会社」という。)は、車輦制限令違反の更なる抑止を目的として、違反者に対する割引停止措置等の実施について統一的な運用が実施されます。

その実施に合わせて、ETCコーポレートカード利用約款を改定、平成28年10月1日(土)より下記のように施行されます。

変更のポイント

- NEXCO3社に加え、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても割引停止措置等を適用されます。

現状

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	あり
首都、阪神、本四	なし



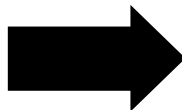
変更後

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	あり
首都、阪神、本四	あり

- 車輦制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映されます。
* 車輦制限令違反に対する点数は、6会社が管理するすべての道路の違反点数を合算されます。

現状

違反を行った道路	違反情報の共有
東、中、西日本	あり
首都、阪神、本四	なし



変更後

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本 首都、阪神、本四	あり

ETCコーポレートカード利用約款改定内容

割引停止措置等の実施方法 など 詳細については、下記ホームページをご覧ください。
<http://corp.w-nexco.co.jp/corporate/release/hq/h28/0401a/pdfs/01.pdf>